

令和7年度
西脇市花と緑の協会
総会議案



西脇消防署 西脇北出張所のしばざくら

- ▼とき 令和7年6月7日（土）
午後2時～
- ▼ところ 西脇市市民交流施設
オリナスホール

総 会 次 第

1 開 会

市民憲章朗唱

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議 事

議案第1号 令和6年度事業報告について

議案第2号 令和6年度決算報告について

(監査報告)

議案第3号 役員承認について

議案第4号 令和7年度事業計画(案)について

議案第5号 令和7年度予算(案)について

5 閉 会

◆ 講 演 会

テーマ 「インテリアにもなる！害虫避けクローブポット作り」

講 師 tsukinoniha/ツキノニハ スズキ ヨシコ 氏

令和6年度事業報告

事業名	事業の内容
1 花と緑の意識高揚に関する事業	<p>(1) 花緑通信の発行（10月・2月）</p> <p>(2) 市内イベント（みらフェス）への参加 と き：10月27日（日） ところ：茜が丘複合施設Miraie 内 容：花図鑑を使ったスタンプラリー</p>
2 技術講習に関する事業	<p>(1) 公開講演会（総会時に実施） と き：5月25日（土） ところ：茜が丘複合施設Miraie 演 題：「地域花壇における管理負担の少ないデザインと植栽植物について」 講 師：兵庫県立フラワーセンター 講師 木下博氏</p> <p>(2) 花と緑の出前講座（講師の派遣） 西脇おやこ交流教室さくらんぼグループ（0歳～小学低学年の親子） と き：11月17日（日） ところ：へそっこらんど（黒田庄福祉センター内） 内 容：寄せ植え体験講座</p> <p>(3) 寄せ植え講習会 と き：12月14日（土） ところ：コミュニティー防災センター 内 容：新年を迎えるのにぴったりの寄せ植え体験講座</p>
3 地域美化推進事業	<p>(1) 花苗等の配布</p> <p>ア 会員への花苗の配布 5月25日～28日 多年草の花苗</p> <p>イ しばざくらの配布 鹿野町、黒田庄町門柳、西脇消防署西脇北出張所 （計3組織）</p> <p>ウ 葉ボタンの育苗・配布</p>

と き：11月8日（金）
委託先：西脇市老人クラブ連合会（田高老人クラブ）
配布先：学校園等18施設（計 493株）

(2) 花と緑のまちづくり事業

ア 花苗、樹木及び緑化資材の配布

富吉南町、富吉上町、和布町、高松町、板波町、
和田町、野村町、緑風台、比延町、明楽寺町、
八坂町、黒田庄町喜多、同大門、同石原、同田高
（計15組織）

イ レントン通りフラワーポットの管理

ところ：市道西脇小坂線（レントン通り）
委託先：NPO法人スポーツアカデミー Shine就労継
続支援B型ドリームボール

(3) 市花しばざくらの植栽促進

ア しばざくらの植栽・管理

ところ：しばざくらの里（日本へそ公園北側駐車場横
花壇）
委託先：上比延町長寿会

イ しばざくらの育苗・管理

ところ：天神池スポーツセンター内育苗基地
委託先：ガーデンボランティアしばざくらフルール

ウ しばざくらの配布

前記(1)のイのとおり

(4) 緑花祭の開催

と き：3月8日（土）

ところ：都麻乃郷あじさい園

主 催：西脇市花と緑の協会、西脇市

後 援：西脇市あじさい協会、津万地区区長会、津万地
区自治協議会、西脇市消費者協会、兵庫県北播
磨県民局

内 容：緑化功労者表彰

みどりの章（1名、1団体）

西脇市花と緑の協会長賞（1団体）

つまこども園園児による音楽発表

記念植樹（ノムラモミジ）

来場者へのしばざくらの配布

その他

4 花苗基地事業	育苗基地の管理 (1) しばざくら育苗基地 ところ：天神池スポーツセンター内育苗基地 委託先：ガーデンボランティアしばざくらフルール
----------	---

議案第2号

令和6年度決算報告

(収入の部)

(単位：円)

款	項	予算額	決算額	比較	備考
1 会費	1 会費	(A)	(B)	(B)-(A)	個人 22人 22,000
		283,000	267,200	△ 15,800	グループ 246人 172,200
					法人等 8社 73,000
2 委託金	1 委託金	1,000,000	720,000	△ 280,000	花と緑の緑化推進事業委託金
3 諸収入		155,044	97,832	△ 57,212	
	1 参加費	155,000	97,500	△ 57,500	個人負担金(寄せ植え講習会)
	2 諸収入	44	332	288	預金利子
4 繰越金	1 繰越金	47,956	47,956	0	前年度繰越金
合計		1,486,000	1,132,988	△ 353,012	

(支出の部)

(単位：円)

款	項	予算額	決算額	比較	備考
1 会議費	1 会議費	(A)	(B)	(B)-(A)	総会関係費 8,150
		34,000	10,048	△ 23,952	理事会・運営委員会関係費 1,898
2 事務局費	1 事務局費	68,000	88,597	20,597	資料印刷関係費 19,684
					郵送料 46,635
					保険料 3,150
					振込手数料 550
					事務用品等 18,368
					旅費 210
3 事業費		1,374,000	988,971	△ 385,029	
1 広報活動費	1 広報活動費	57,000	41,299	△ 15,701	花緑通信等印刷費 6,889
2 技術指導費	2 技術指導費	232,000	134,061	△ 97,939	イベント経費 3,000
3 地域美化事業費	3 地域美化事業費	970,000	698,611	△ 271,389	講習会材料費 121,061
					緑花祭関係費 167,659
					配布用花苗代他 122,500
					緑化推進事業 181,052
					緑化資材提供費 (156,632)
					水道代 (24,420)
					しばざくら育苗委託料 25,000
					しばざくらの里管理委託料 70,000
					レントン通りフラワーボット管理委託料 92,400
					県立フラワーセンター賛助会費 40,000
4 花苗基地費	4 花苗基地費	115,000	115,000	0	しばざくら育苗基地管理委託料 25,000
					葉ボタン育苗委託料 90,000
4 予備費	1 予備費	10,000	0	△ 10,000	
合計		1,486,000	1,087,616	△ 398,384	

収入決算額 1,132,988 円

支出決算額 1,087,616 円

差引残高 45,372 円 (翌年度へ繰越し)

監 査 報 告

令和6年度西脇市花と緑の協会収支決算について、令和7年4月14日午前10時より、西脇市役所において帳簿類及び預金通帳を監査したところ、適正に処理されていると認めます。

令和7年4月14日

監 事 時 政 良 光

監 事 仲 田 利 行

役員承認

役職	氏名	所属
副会長	富士田 多恵子	西脇市消費者協会副会長
理事	山上 彰志郎	比延地区区長会長
〃	西川 健太郎	みのり農業協同組合西脇支店長
〃	園田 純也	西脇ロータリークラブ会長
〃	藤田 和昌	西脇ライオンズクラブ会長
〃	小林 卓矢	西脇青年会議所理事長
〃	和田 拓也	西脇市あじさい協会会長
監事	内橋 実	芳田地区区長会長

令和7年度 西脇市花と緑の協会役員名簿

役 職	氏 名	所 属
名誉会長	片山 象三	西脇市長
会 長	高瀬 利明	西脇市連合区長会会長
副 会 長	富士田 多恵子	西脇市消費者協会副会長
〃	坂本 修三	西脇市老人クラブ連合会会長
理 事	東田 和夫	西脇区長
〃	臼井 茂樹	津万地区区長会長
〃	齋藤 周藏	日野地区区長会長
〃	元井 孝	野村地区区長会長
〃	山上 彰志郎	比延地区区長会長
〃	大城戸 宗孝	黒田庄地区区長会長
〃	西川 健太郎	みのり農業協同組合西脇支店長
〃	丸山 昇	西脇市動植物生態調査研究グループリーダー
〃	園田 純也	西脇ロータリークラブ会長
〃	藤田 和昌	西脇ライオンズクラブ会長
〃	小林 卓矢	西脇青年会議所理事長
〃	和田 拓也	西脇市あじさい協会会長
〃	福井 昌	西脇市花と緑の協会運営委員長
監 事	時政 良光	西脇商工会議所専務理事
〃	内橋 実	芳田地区区長会長
事務局長	久米 敏正	

令和7年度 西脇市花と緑の協会運営委員名簿

役 職	氏 名	住 所
委員 長	福井 昌	津万
副委員長	藤原 扶美代	黒田庄町喜多
委 員	竹本 洋一	高田井町
〃	米田 育子	郷瀬町
〃	藤井 五三	西田町
〃	廣畑 康雄	和田町
〃	松浦 民雄	鹿野町
〃	見取 加壽子	黒田庄町喜多
〃	高瀬 裕子	下戸田
事務局長	久米 敏正	富吉南町

令和7年度事業計画（案）

事業名	事業の内容
1 花と緑の意識高揚に関する事業	(1) 花緑通信の発行 (2) 市内イベントへの参加及び市広報紙等による啓発活動
2 技術講習に関する事業	(1) 公開講演会（総会時に実施） (2) 花と緑の出前講座 (3) 花と緑に親しむ講習会
3 地域美化推進事業	(1) 花苗等の配布 ア 会員への花苗の配布 イ しばざくらの配布 ウ 葉ボタンの育苗・配布 (2) 花と緑のまちづくり事業 ア 花苗、樹木及び緑化資材の配布、情報提供 イ 花と緑の相談受付 ウ レントン通りフラワーポットの管理 エ プランターの貸与 (3) 市花しばざくらの植栽促進 ア しばざくらの植栽・管理 イ しばざくらの育苗・管理 ウ しばざくらの配布 エ 防草シート等の資材提供 (4) 緑花祭の開催

4 花苗基地事業	育苗基地の管理 (1) しばざくら育苗基地
----------	--------------------------

議案第5号

令和7年度予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

款	項	本年度	前年度	比較	備考
		(A)	(B)	(A)-(B)	
1 会費	1 会費	247,000	283,000	△ 36,000	個人 20人 20,000 グループ 220人 154,000 法人等 8社 73,000
2 委託金	1 委託金	1,000,000	1,000,000	0	花と緑の緑化推進事業委託金
3 諸収入		100,628	155,044	△ 54,416	
	1 参加費	100,000	155,000	△ 55,000	講習会参加者負担金
	2 諸収入	628	44	584	預金利子等
4 繰越金	1 繰越金	45,372	47,956	△ 2,584	前年度繰越金
合計		1,393,000	1,486,000	△ 93,000	

(支出の部)

(単位:円)

款	項	本年度	前年度	比較	備考
		(A)	(B)	(A)-(B)	
1 会議費	1 会議費	18,000	34,000	△ 16,000	総会関係費 15,000 理事会・運営委員会関係費 3,000
2 事務局費	1 事務局費	118,000	68,000	50,000	資料印刷関係費 20,000 郵送料 70,000 保険料 4,000 振込手数料 1,000 事務用品等 20,000 旅費 3,000
3 事業費		1,247,000	1,374,000	△ 127,000	
	1 広報活動費	34,000	57,000	△ 23,000	花緑通信等印刷費 4,000 広報用品購入費 30,000
	2 技術指導費	165,000	232,000	△ 67,000	講師料 45,000 講習会材料費 120,000
	3 地域美化事業費	908,000	970,000	△ 62,000	緑花祭関係費 350,000 配布用花苗代他 109,000 緑化資材提供費 239,000 しばぎくらの里管理委託料 70,000 レントン通りフラワーポット管理委託料 100,000 県立フラワーセンター賛助会費 40,000
	4 花苗基地費	140,000	115,000	25,000	しばぎくら育苗基地管理委託料 50,000 葉ボタン育苗委託料 90,000
4 予備費	1 予備費	10,000	10,000	0	
合計		1,393,000	1,486,000	△ 93,000	

収入予算額 1,393,000 円

支出予算額 1,393,000 円

西脇市花と緑の協会規約

(名称)

第1条 この会は、西脇市花と緑の協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、西脇市役所内に置く。

(目的)

第3条 協会は、市民の花と緑に対する意識高揚を図り、情操豊かな市民性をつちかうとともに、うるおいのある生活環境を創造し、美しい郷土をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花と緑の意識高揚を図るための講演会及び広報等に関すること。
- (2) 花と緑のための講習会及び巡回技術指導に関すること。
- (3) 環境緑化のための花苗の養成、配布及びフラワーロードの植栽管理に関すること。
- (4) 市花及び市木並びに市の推進する自然の草花等の保護育成事業への協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくはグループとする。

(会費)

第6条 会員は、次に掲げる会費を年額として納入するものとする。

ただし、理事会で免除を認められた者については、この限りでない。

- (1) 個人 1,000円
- (2) 法人 3,000円以上
- (3) グループ 1名につき 700円

(入会及び退会)

第7条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 協会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(抛出金品の不返還)

第8条 退会した会員がすでに納入した会費その他抛出金品は、返還しない。

(役員の種類及び選任)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1人
- (2) 会長 1人
- (3) 副会長 2人
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2人
- (6) 事務局長 1人

2 役員は、理事会において選任し、総会で承認を得る。

3 会長及び副会長は、理事会で選任する。

4 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(役員職務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、協会の業務と経理を監査し、その結果を総会に報告する。

5 事務局長は、協会の事務を担当し、事務局を統理する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問)

第12条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決定により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、会務の基本的事項について意見を述べるができる。

(会議種別)

第13条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(運営委員会)

第14条 協会は、事業を円滑に推進するため運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、次に掲げる事業の推進に当たるものとする。

(1) 第15条の規定に基づき決定された事業計画

(2) 理事会において決定された事項

3 委員は、会長が任命する。

(権能)

第15条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他協会の運営に関する重要なこと。

2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべきこと。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 会議は、総会においては会員の10分の1以上の出席、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 総会及び理事会の議事は、出席会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

(経費)

第20条 協会の経費は、会費、寄附金、補助金、委託金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散及び残余財産の処分)

第22条 協会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的をもつ団体等に寄附するものとする。

(委任)

第23条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 協会の設立当初の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、昭和49年3月31日までとする。

2 協会の設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立の日から昭和48年3月31日までとする。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年9月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年7月1日から施行する。

◆ 講演会

テーマ 「インテリアにもなる！害虫除けクローブポット作り」

講師 tsukinoniha/ツキノニハ スズキ ヨシコ 氏

西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 一 明朗で誠実な人になりましょう
- 一 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 一 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 一 青少年の夢と希望を育てましょう